

スクラム

2026年4月号
第252号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

郵政ユニオン広島中央支部 春闘ストライキ報告

村中信行



前日の雨もあがり、そろそろ春めいてきた昼過ぎの空のもと、国泰寺町にある広島中央郵便局前には多数の赤旗がたなびいていた。郵政ユニオン広島中央支部が春闘における会社側の低額回答・ゼロ回答に対して突入したストライキへの支援、連帯の赤旗である。多くの赤旗が翻る光景を見るとやはり心躍るものがある。

郵政ユニオンのストライキ宣言および街宣ビラからストライキ決行までの概略をたどると、日本郵政グループの第3四半期の決算は日本郵便、ゆうちょ銀行が増収増益、かんぽ生命は減収増益で経常利益、純利益

とも通期予想 80%以上の進捗率であり、グループ全体では7兆円を超える内部留保を蓄えている。その中で郵政ユニオンは会社との春闘交渉で、3月18日に「各社定昇実施、ベア一律1.9%」を引き出したが、一時金では「日本郵便3.85月、ゆうちょ銀行4.4月、かんぽ生命4.3月」と会社間格差をつけた回答であった。郵便・物流部門の業績悪化を理由にした日本郵便の一時金格差は決して容認できない。さらに時給制契約社員の時給引き上げは今年もゼロ回答であり、ワーキングプアに押しとどめられている非正規労働者の厳しい生活実態を顧みない不当なものである。

郵政ユニオンの賃上げ要求「正社員3,100円以上、非正規社員時間給300円以上・最低時給1700円以上」は、7兆円を超える内部留保がある日本郵政グループとして十分実現可能であり、会社は回答を再考し、大幅賃上げなど労働条件の改善に足を踏み出すべきである。郵政ユニオンの要求実現に向けた闘いは多くの職場労働者の励ましとなっており、ストライキを貫徹して、ともに闘う仲間を増やし、組織の前進を勝ち取ろう、と呼びかけている。

郵政ユニオンストライキは全国15職場35人で決行され、広島では広島局1人、広島中央郵便局7人であり、特に中央局の7人のうち、4人は非正規社員であった。13時半から14時半までのストライキに50人の支援が集まった中央局前の集会では県労協、県労連に集う各労組から熱い支援と連帯の挨拶が次々と述べられた。スクラムユニオンも土屋委員長から闘う労働者、闘う仲間への連帯の挨拶と力強い励ましが送られた。

大企業労働者が中心である連合主導の春闘では長い間闘うことをしない春闘が続いてきた。結果、中小企業で働く労働者や非正規労働者が大多数である労働者全体では、労働条件も賃金もどんどん低下していった。労働者の低賃金はついに経済全体の行き詰まりにさえ影響していると思われ、近年では政府が賃上げを指導(?)するような事態にまで至り、「官製春闘」などという呼称まで登場した。労働条件も、賃上げも、労働者の団結で労働組合が闘いとることがあたりまえであろう。そのあたりまえの闘う労働運動の連帯の火がさらに広がることが望まれる。



江田島自動車学校 組合潰しに大打撃！地位保全の仮処分決定！

広島地裁呉支部で争われていた那須組合員の地位保全の仮処分裁判で画期的な勝利判決を勝ち取った。

判決は主文で、「会社是那須組合員に対し、120万円及び令和8年4月以降、本案の第一審判決の言い渡しにいたるまで、毎月25日限り、月額20万円を支払え。」との命令を下した。

その判断根拠として、会社が行った就業規則における定年及び定年後の継続雇用に関する変更については明確な不利益変更であると断定した。

「上記の変更は、旧就業規則25条においては存在していなかった、継続雇用がされる際の条件として『会社が業務上必要と認めた場合』という文言を付加し、また、継続雇用の形態として『嘱託職員として有期労働契約に基づいて』という文言を付加するものであるところ、これら付加された内容は、労働者にとって不利益な内容を含む変更であり、労働契約法9条所定の不利益変更にあたると解するのが相当である」

(上記の変更とは次のことを指している。旧就業規則では社員の定年は満65才とする。但し、定年に達したものでも勤務延長を希望する者については満70才まで継続雇用するとなっていた。それを新就業規則では、1) 社員の定年は満65才とする。満65才に達した日の直後の賃金締切日をもって定年退職とする。2) 本人が希望し、会社が業務上必要と認めた場合は、満65才に達した以降も嘱託社員として有期労働契約に基づいて再雇用することがあると大幅に変更された。)

この就業規則の変更は、まさに那須組合員が定年に達することを見越して、排除することを意図して行われたものであった。那須組合員が定年後の継続雇用を申請したにもかかわらず、会社は「業務上必要と認めない」という一言で退職(解雇)を強要したのだ。今回の仮処分決定は、こうした会社のもくろみを見事に打ち砕いたものであった。そして、組合分会の消滅を狙ったまさに不当労働行為を断罪したものであった。

近年、地位保全の仮処分裁判は後退に次ぐ後退で、貯金があることや家族での収入で生活ができれば保全の必要はないといった、およそ本来の地位保全とはかけ離れた判断がまかり通るような状態であった。今回の判決は、それをくつがえして労働者の地位保全を確保した判決として高い評価を与えることができる。この判決を導いた平田弁護士の活躍に敬意を表すると共に、闘い抜いた那須組合員、鈴木組合員の奮闘に拍手を送りたい。

栄己建設 不当労働行為救済命令を勝ち取る

スクラムユニオン・ひろしまは、昨年7月に団体交渉を拒否し続ける悪徳企業栄己建設(以下「会社」という)に対して広島県労働委員(以下「県労委」という)に不当労働救済を申立て、ついに本年3月26日に救済命令を勝ち取ったので以下に報告する。

賃金を払わず、回交からも県労委の調査からも逃げ回る社長

屋根工事などを施工するこの会社に2024年3月に採用された3名の労働者が同年末から給料の一部しか振り込まれなくなった。会社に見切りをつけて退職した3名は、在職中の労働債権(未払い賃金)の支払

いを社長に要求したが、社長はこれを無視した。困り果てた3名は2025年4月に組合に加入した。

組合は同年4月7日に団交要求書を提出したが、社長は正当な理由もなく団交を拒否し続けた。組合は6月に県労委に対して、未払い賃金を支払うようあっせん申請したが、社長はこれに応じず、あっせんは打ち切りとなった。

そこで、組合は7月に、会社が「在職中の三人の組合員の労働債権について」を議題とする団交要求を正当な理由なく引き延ばし、拒否していることは明らかであるとして、不当労救済を申立てた。

組合は、3回にわたる県労委の調査で、会社が団交に応じなかったのは労組法第7条第2号に当たる不当労働行為だと主張した。

しかし、会社は、答弁書を提出することはなく、3回にわたる県労委の調査に対しても一度も出席することとはなかった。また、県労委からの求釈明にも答えず、組合からの準備書面に対しても、これに応える準備書面等を一切提出せず、県労委を無視する態度をとり続けた。とんでもない会社だ。

組合は最終陳述書において、「会社は調査に出席せず、組合の主張に対する反論や反証の機会を自ら放棄したのであるから事実認定は組合の主張に沿ってなされる以外にない。県労委にあっては、労働組合の存在意義を伝えることも含めて早急に会社に不当労救済命令を行っていただきたい。」と結んだ。

労働委員会を活用し、不当労救済命令を求める闘いの意義

本年3月に出された命令書において、県労委はその主文において「被申立人は、団体交渉を本命令受領の日から2週間以内に応じなければならない」と命じ、「被申立人は、本命令受領の日から2週間以内に謝罪文を申立人に手交しなければならない。」とポストノータイス（注）も認めた。

県労委は結論として「会社は、本件団体交渉要求に応ずる義務があったにもかかわらず正当な理由なくその義務を果たさなかったことは明らかである。したがって本件団体交渉要求に対する会社の対応は正当な理由のない団体交渉拒否として、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。」と不当労働行為であると認定した。組合の主張が全面的に認められた。

団体交渉権は憲法や労働組合法で保障された労働者の権利である。団体交渉権は私たち地域労組の武器である。労働者に給料も払わずに、団交に応じない無法悪徳企業経営者に対しては、組合はこれからも断固闘う。

詐欺師まがいの社長に会社経営の資格はない

実は栄己建設社長は工事料金の一部を前金として受け取り、工事を施工せず逃げ回り、民事裁判を起こされている。こんな男に経営者の資格はない。現在、社長は居所不明であり、不当労の救済命令が出ても団交に応ずることはないかもしれない。

栄己建設は現在は事実上の倒産状態であると労基から認定されている。3名の組合員に対する国の立替払制度の適用が期待される。給料が支払われなかった3名の組合員にとってはこれが唯一の救いである。

（注）不当労働行為を行った使用者に対し、労働委員会が再発防止のために謝罪文や約束文を掲示するよう命じる救済措置。

広島県労協春闘討論集会開催



3月21日(土)、東区民文化センターにて標記の集会が開催されました。県労協に加盟する組合から22名の組合員が参加し、春闘をテーマに学習を行い、闘いの意義の確認と意思統一を行いました。

池上文夫議長による開会のあいさつの後、全労協の関口事務局長から「高市政権と26春闘」というテーマで講演を受けました。まずアメリカとイスラエルのイラン攻撃と高市政権の動向などの法や秩序をあざ笑うかのような危険な国際国内情勢にあるなか、26春闘の情勢の報告と方針の説明がありました。降ってわいたイラン攻撃の影響や近年慢性化している円安と物価高騰下であり、賃上げがあっても実質賃金がマイナスになるのは既に自明であり、しかも中小・非正規の労働者に

とってはさらに厳しい状況にあることが説明されました。加えて、高市政権と経済界は労働法の改悪を至上命題としており、特に労働時間規制の緩和が強行されようとしているとのこと、極めて危険な状況です。

厳しい現状を打開し、押し返すために労働者の団結と粘り強い闘いが必要ですが、関口事務局長は特に女性と若者の意見や運動を大切にすること、医療・介護労働者の待遇改善、会計年度任用職員などの非正規労働者の生活を守ることを重点に闘う必要性を訴えました。

講演の後、4人の参加者が意見発表を行いました。福山現業労組からは近年続く退職者の非補充の合理化攻撃と「緊急業務」の問題が報告されました。また、スクラムユニオンのGL分会から降格などの不当処分を取り消させ、補償を勝ち取った裁判闘争の報告がされました。郵政ユニオンからは3月19日に全国統一時限ストライキをやりきり、少数であっても職場にユニオンの力を示すことができたという報告がありました。福山ユニオンたんぽぽからは技能実習生の待遇改善に取り組むべきであること、日東電工の労働組合つぶしを許さない闘いの必要性が語られました。参加者に闘いの熱い勇気を与えました。

最後に池上議長の『団結ガンバロー』で集会を閉じました。

闘 争 短 信

GL 分会勝利的和解獲得！！

組合員 尺田 英郎

2023年11月17日、ゲイソー・ロジスティクス株式会社古川浩延社長は、GL分会4名に対して降格処分と隔離部屋設置等のパワハラ行為を行いました。それ以来闘い続けてきましたが、2025年12月24日、広島地方裁判所で勝利的和解という決着を迎えました！

<これまでの経緯>

降格処分と隔離部屋設置・移動を命じられた4名は、会社の売上と利益を第一に考え、社長古川に長年意見具申していた中堅メンバーでした。ところが、社長古川は4名を自分に文句を言う「会社への反逆者」と決めつけ、降格処分とパワハラ行為を敢行しました。

パワハラ以降、3名は社長古川直属の新設された部署に配置されました。この時から具体的な仕事内容、重要事項に対する説明は一切なく放置状態でした。一体、自分たちの仕事は何なのかと問いかけても、社長古川からは「俺の頭の中にはある」等の訳が分からない説明だけで、具体的な仕事はなく、まさに「追い出し部屋」に入れられた状態でした。こうした現状を打開するため、2023年12月中旬にスクラムユオン・ひろしまに加入し、GL分会（ゲイソー・ロジスティクス分会）を立ち上げました。

パワハラ行為に対する謝罪と元の部署・役職への復帰を求め、GL分会として会社と団体交渉を行うことにしました。しかし、計6回交渉しましたが、社長古川や代理人弁護士からの謝罪は一切なく、元の部署にも「戻す必要は無い」の一点張り、また隔離部屋設置の違法性を問うたところ、「実際にその部屋に入っていないのだから違法ではない」と社会通念上通じない独自の理論を展開し、自身の行為を正当化するだけでした。そして、GL分会員を「休職からの自然退職」や「精神的に追い込んで自己都合退職」へと追いやりました。

このまま会社、社長のやりたい放題を認めることは絶対できないという思いを持って、GL分会として、本来自分らが受け取るべき給料（逸失利益）や精神疾患に対する慰謝料を含めた損害賠償を求めて裁判を起すことにしました。

この時点で、2名は2024年6月に労災申請し、12月に労災認定済みでした。私は同じく労災申請したものの労災不支給決定となっていました。しかし、あきらめずに2025年1月に労働局に審査請求し、9月逆転労災認定を勝ち取りました。この背景には、パワハラを受ける前の約1年間、会社指示の下、月に100時間を超える長時間労働を強いられていたことが挙げられます。

2025年9月11日、初公判が裁判所で開催されることになっておりましたが、社長古川から裁判所へ「中身がない答弁書」が提出されており、担当裁判官から開催する意味がないとの判断が下りました。そして、裁判官から社長古川へ対して「中身がある答弁書を提出するように」との文言が付けられ、公判は延期となりました。社長古川から再度裁判所へ答弁書が提出されたため、延期となっていた初公判がやっと同年10月27日に開催されました。同年12月8日には第二回公判と進んでいき、第三回公判だった12月24日に勝利的和解を勝ち取ることに至りました。

先ほども述べたように労働局からの逆転労災認定が公判前に下りたため、そのインパクトは大きく、当初は半年ぐらしかかると思われた裁判が3か月でスピード解決に至りました。

メインストリーム第二次不当労救済申立後の状況 委員長 土屋信三

メインストリーム中川理事長は、不当労働行為救済命令が出されて以降も団交を拒否し続けている。しかもあるうことか、K 組合員を脅して「団体交渉は取りやめます」などという文書に署名させ、だから、団体交渉はしなくても良いのだと通告してきた。あまりのひどさに、スクラムユニオンとして第二次不当労救済申立を行った。これが去年の9月のことである。ところが、このあとの委員会調査が中川理事長たちの妨害によって遅々として進んでいない。

第一次不当労申立にあたって、メインストリーム、中川理事長は一切の文書提出を行わず、委員会調査にも誰も出席しなかった。そのため、申立人の主張に基づく調査が進められ、不当労が認定され、団体交渉に応じることや二度と不当労を繰り返さないという文書の手交と法人入り口への張り出し（ポストノーツ）が命令された。これに懲りたのか、今回の調査では、中川理事長以下、7名が雁首をそろえて出席するようになった。だが、問題はここからである。調査に臨んだ中川たちは公益委員や労働委員会事務局の指示に一切従わず、自分たちの勝手な主張を繰り返し述べ立てるといふ無法行為を繰り返している。いわく「この問題は医療問題であり、労働問題ではない。だから、すぐさま却下すべきである。」「今、こうしている間にも人が死んでいるんですよ。誰が責任を取るのか?」「事務局調査を行うとなっているのに、自分たちの所には来なかった。それはルール違反であり、なんでそうなっているのか説明しろ」とか、言いたい放題で收拾もつかない状況であった。こんなことが延々2時間にもわたって続けられたのである。当然、スクラムユニオンからも異議申立をしたが、勝手な発言を止めることはなかった。また、補佐人として参加していた新（あたらし）氏などは、持ち込んだ文書を公益委員の制止を振り切って最後まで読み上げるなど、傍若無人に振る舞った。

こうした彼等の対応は、広島県労働委員会の調査を引き延ばすことに目的がある。調査自体を妨害し進行させない、同時に、日程調整でも「忙しい」という名目で2か月も3か月も調査期日を入れさせない、労働委員会からの求釈明にも回答しないという対応を取っている。そして、最大の眼目はスクラムユニオンとの団体交渉を事実上行わない状況を作ろうともくろんでいるところにある。そんなにわれわれと団体交渉を行うことが怖いのか。「人が死んでいる」と言えば、何でも免罪されるとでも思っているのか。そもそも法人内で利用者さんたちが死に至っている責任は、中川理事長自身が負うべき問題である。不当労から逃れるために小細工を弄するのではなく正面から取り組むよう忠告しておく。

ヘイトに NO ! 全国キャンペーン 広島集会

移住者と連帯する全国ネットワークをはじめ、平和フォーラム、コミュニティユニオン全国ネットなど多くの団体が呼びかけ、「ヘイトに NO ! 全国キャンペーン」が取り組まれています。広島でも平和運動センター、スクラムユニオン・ひろしまの共催、広島労働弁護団の協力のもとで広島集会を行うこととしました。

本キャンペーンでは、次のように呼びかけています。

「ヘイトには NO!を」「他民族・多文化共生社会を」「違いを尊重しあう社会を」「人権や労働者の権利が尊重される社会を」「差別のない社会を」「だれ一人取り残されることのない社会を」一人一人が希求して、声をあげましょう。

日時：4月23日（木）18時～20時

場所：広島弁護士会館（2階）

内容：講演と訴え

講演：鳥井一平さん（移住連代表理事）

「誰一人取り残されることのない社会を！」

訴え：外国人労働者からの訴え

主催：平和運動センター、スクラムユニオン・ひろしま

協力：広島労働弁護団

連絡先：スクラムユニオン・ひろしま

土屋（090-2296-3352）



スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

3月の報告 (一部抜粋)	4月の予定 (一部抜粋)
1日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	2日 NPO 事務局会議
3/4日 出雲労働相談 日総工産団交	3日 東広島交通分会、患者と家族の会中国ブロック会議
5日 フジアルテ、アバンセ春闘要求申し入れ	5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
9日 佐世保重工業団交	6日 本四バス団交、ユニオンネット
11日 3.11 フクシマを忘れない広島集会	11日 出雲春闘集会
13/14日 賃上げ・解雇・パワハラ労働相談ホットライン	13日 東広島交通団交、佐世保重工業団交
14日 エイジトレディング団交	15日 フジアルテ事務折衝
16日 DAYS 団交、YAMATO 団交	16日 日本陸送団交、アスベストユニオン
19日 本四バス団交、ナックユノ団交、郵政ストライキ	20日 NPO 事務局会議
21日 県労協 26 春闘討論集会	23日 ヘイト NO! 全国キャンペーン広島集会
23日 第一ビルサービス団交	5月1日 メーデー
26日 あおい福社会団交、栄己建設不当労救済命令交付 (他)	5月10日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 (他)